介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の一部の効力の停止について

　標記について、介護保険法の規定に基づき、下記のとおり事業所の指定の一部の効力の停止をしましたので、通知します。

記

１．対象事業者

　　（１）法人名　　　有限会社あすか

　　（２）代表者　　　代表取締役　樫村　八千江（かしむら　やちえ）

　　（３）所在地　　　大阪府南河内郡河南町大宝二丁目２９番６号

２．対象事業所

　　（１）事業所名称　　グループホームあすか

　　（２）所在地　　大阪府南河内郡河南町大宝二丁目２９番６号

　　（３）事業所の種類　　認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

　　（４）指定年月日　　平成15年3月1日（認知症対応型共同生活介護）

　　　　　　　　　　　　　平成18年4月1日（介護予防認知症対応型共同生活介護）

３．指定の一部の効力を停止した内容及び期間

　　（１）内容　　　　指定の一部の効力(新規利用者受入)の停止３か月間

（２）期間　　　　令和２年１２月２４日から令和３年３月２３日まで

４．指定の一部の効力を停止の理由

《認知症対応型共同生活介護》

　　〇人格尊重義務違反（介護保険法第７８条の１０第６号）

　　・法人代表者が利用者の頬や下肢を強くたたくなどの身体的虐待及び食事の主食とおかずを混ぜて食べさせるなどの心理的虐待を行っていた。

　《介護予防認知症対応型共同生活介護》

　〇法令違反（介護保険法第１１５条の１９第１１号）

　　・介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において、人格尊重義務違反行為があった。

南河内広域事務室広域福祉課

TEL：0721-20-1199　FAX：0721-20-1202